

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月21日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に準じて、水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件を改めるため、改正するものであります。

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例（平成24年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「以下同じ。）の」を「次号及び第8号において「大学」という。）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。））」に改め、「こと」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

- (2) 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

第3条第3号中「この号及び第5条第2号において」を削り、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「第5条第2号」を「同号並びに第5条第1号、第2号」に、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同条第8号中「以上水道」を「以上水道等」に改め、「こと」の次に「（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に」を「第1号から第6号までに」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「（それぞれの各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年」を「つては2年」に、「あつては2年以上水道」を「つては3年以上水道等」に改め、「こと」の次に「（第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

している場合に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の次に「（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

第5条第2号中「及び第4号」を「及び第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中

「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号 秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。<u>次号及び第8号において「大学」という。</u>)において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有していること<u>(1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)</u>。</p> <p>(2) <u>大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)</u>。</p> <p>(3) 学校教育法に規定する短期大学(同法に規定する専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は高等専門学校(<u>次号において「短期大学等」とい</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。<u>以下同じ。)</u>)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。</u></p> <p>(2) <u>学校教育法に規定する大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。</u></p> <p>(3) 学校教育法に規定する短期大学(同法に規定する専門職大学の前期課程(以下<u>この号及び第5条第2号</u>において「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は高等専門学校の</p>

う。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程を修了した後を含む。同号並びに第5条第1号、第2号及び第4号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)

(5) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。)

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程を修了した後を含む。第5条第2号及び第4号において同じ。)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(4) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

(8) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法に規定する大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については2年以上、第2号の規定による卒業をした者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（それぞれの各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法に規定する大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定

による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有していること（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有している場合に限る。）。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。

(1) 第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。

(1) 布設工事監督者に必要な資格を有していること。

(2) 第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号において同じ。）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(3) (略)

(4) 第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に掲げる者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有してい

(2) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号において同じ。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(3) (略)

(4) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に掲げる者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

ること。

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(6) (略)

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正することについて

1 改正の概要

水道法では、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法施行令及び水道法施行規則で定める資格を参酌して条例で定めることとしています。

そうした中、水道整備・管理行政の機能強化や携わる職員数の減少といった背景を踏まえ、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」が令和6年3月29日に公布されたことに伴い、水道法施行令等の一部が改正（施行日は令和7年4月1日）され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められることとなりました。

今回の水道法施行令等の一部改正は、水道技術管理者の配置が困難な水道事業体が有ること、また、水道施設の老朽化等による工事等の増加に対し、布設工事監督者の十分な配置が出来ないことなど、近年、全国の水道事業体において共通する課題となっている技術職員数の減少への対応策の一つとして、改正されます。

これに伴い、本市においても水道法施行令等と同等の資格要件とするための改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 布設工事監督者

ア	下水道、道路又は河川（以下「下水道等」という。）に関する技術上の実務経験年数を算入可能とする。
イ	学科要件に、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を追加し、それぞれ実務経験年数を規定する。
ウ	国家資格（1級土木施工管理技士）を追加し、実務経験年数を規定する。
エ	履修科目による分類から専攻課程への分類に統一する。

現行		(1)エ	改正後	(1)ア
分類	技術上の実務経験		分類	技術上の実務経験※
大学卒業 <短期大学を除く> ()内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修 上記以外を履修	土木工学科又はこれに相当する課程	3年以上 (2年以上)
	—	2年以上 (1年以上) 3年以上 (2年以上)	機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程	4年以上 (3年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	—	土木科又はこれに相当する課程	5年以上
	—	—	機械科・電気科又はこれらに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	—	土木科又はこれに相当する課程	7年以上
	—	—	機械科・電気科又はこれらに相当する課程	8年以上
水道の工事に関する技術の実務経験のみ	10年以上	—	水道等の工事に関する技術の実務経験のみ (1)ア	10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	1年以上	—	技術士 上下水道部門 2次試験合格	1年以上
—	—	—	1級土木施工管理技士 2次検定合格 (1)ウ	3年以上

(1)ア ※ 技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること

(2) 水道技術管理者

ア	布設工事監督者の資格を削除する。
イ	各学歴の分類に土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を追加し、それぞれ実務経験年数を規定する。
ウ	国家資格（技術士上下水道部門及び1級土木施工管理技士）を追加し、それぞれ実務経験年数を規定する。
エ	履修科目による分類から専攻課程への分類に統一する。

現行		改正後	
分類	技術上の実務経験	分類	技術上の実務経験
(2) ア 布設工事監督者の資格を有する者	不要	—	—
(2) エ 大学卒業 <短期大学を除く>	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	3年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	土木工学科・土木科並びにこれらに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	4年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程 修了	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	5年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	土木工学科・土木科並びにこれらに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程	5年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	土木工学科・土木科又はこれらに相当する課程	7年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	土木工学科・土木科並びにこれらに相当する課程以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程	7年以上
—	—	技術士 上下水道部門 2次試験合格	1年以上
—	—	1級土木施工管理技士 2次検定合格	3年以上

3 施行日

令和7年4月1日

4 水道施設課における有資格者の状況（（ ）内は市全体の有資格者）

	現行	改正後
布設工事監督者	11名 (28名)	12名【+1】※ (29名)
水道技術管理者	11名 (28名)	11名 (28名)

※ 下水道等に関する実務経験年数を参入可能としたことによるもの。